宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年２月18日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①IMC JAPAN株式会社　②東京都知事(1)109544　③代表取締役　ゴー・ヨング・レング　④東京都港区新橋５―５―１　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区新橋５―５―１　IMC JAPAN株式会社　代表取締役　ゴー・ヨング・レング

①タイヨー産業株式会社　②神奈川県知事(4)25700　③代表取締役　鈴木洋一　④神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目２番68号　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目２番68号　タイヨー産業株式会社　代表取締役　鈴木洋一

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一〇三頁（号外第一三九号）

（乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月六日

掲載頁　三十一頁（号外第二号）

また、乙の株券を所有する方は、この合併の効力発生日である令和八年三月二十三日までに乙にご提出下さい。

令和八年二月十八日

三重県松阪市櫛田町一一〇五番地の二

（甲）トライス株式会社

代表取締役　幅　良弘

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

（乙）エムキャップ四号株式会社

代表取締役　神野　裕久

（仮称）西能登ウィンドファーム事業の廃止に関する公表

環境影響評価法（令和七年法律第七十三号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公表いたします。

一、事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

中部電力株式会社

代表取締役社長　社長執行役員　林　欣吾

愛知県名古屋市東区東新町一番地

株式会社Ｌｏｏｏｐ

代表取締役　中村創一郎

東京都台東区上野三丁目二四番六号

二、対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）西能登ウィンドファーム事業

風力発電事業（陸上）

発電所出力　最大九万六千キロワット

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、（仮称）西能登ウィンドファーム事業を実施しないことにいたしましたので、法第三十条第一項に該当することとなりました。

令和八年二月十八日

愛知県名古屋市東区東新町一番地

中部電力株式会社

代表取締役社長　社長執行役員　林　欣吾

東京都台東区上野三丁目二四番六号

株式会社Ｌｏｏｏｐ

代表取締役　中村創一郎